

令和4年第3回教育委員会臨時会

開会年月日 令和4年2月24日(木)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 堀 和 夫
同 委員 中 田 尚 代
同 委員 坂 口 節 子
同 委員 仲 山 英 之
同 委員 岡 田 行 雄

議 題

1 議案

- (1) 議案第8号 令和3年度教育関係予算案(補正第6号)に関する意見について
(2) 議案第9号 教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案に関する意見について

開 会 午前 10時30分
閉 会 午前 11時06分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	木 村 勝 巳
教育振興部教育総務課長	櫻 井 和 之
同 教育施策課長	枝 村 聡
同 学務課長	杉 山 賢 司
同 保健給食課長	唐 澤 貞 信
同 教育指導課長	谷 口 雄 磨
同 副参事	山 本 浩 司
同 学校教育支援センター所長	小 野 弥 生
同 光が丘図書館長	清 水 優 子
こども家庭部長	小 暮 文 夫
こども家庭部子育て支援課長	山 根 由美子
同 こども施策企画課長	柳 下 栄
同 保育課長	清 水 輝 一
同 保育計画調整課長	吉 川 圭 一
同 青少年課長	石 原 清 年
同 練馬子ども家庭支援センター所長	橋 本 健 太

教育長

それでは、ただいまから令和4年第3回教育委員会臨時会を開催する。
本日は臨時の案件のため、オンライン会議システムにより会議を実施する。

教育振興部長

本日、学校施設課長は欠席をさせていただいている。よろしく願います。

教育長

それでは、案件に沿って進めさせていただく。
本日の案件は、議案2件である。
それでは、まず議案第8号の審議を行う。

(1) 議案第8号 令和3年度教育関係予算案（補正第6号）に関する意見について

教育長

議案第8号、令和3年度教育関係予算案（補正第6号）に関する意見についてである。
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第29条により、地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に関わる部分、その他特に教育に関する事務において定める議会の議決を得るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見を聞かなければならないこととされている。

議案第8号については、教育関係予算案について、区長から意見を求められ、明日2月25日までに回答する必要があるため、今回臨時会を開催させていただき、議案として提出させていただいた。

それでは、本議案について、説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

ありがとう。
それでは、委員の皆様方から意見、質問等があれば願います。
中田委員どうぞ。

中田委員

この歳出の中で、やはり4ページの教員用のタブレット購入費が大きく占めているかと思う。活用できている学校が脚光を浴びていて、どうしてもうまく活用できていない学校の様子がなかなか分からないかと思うので、ぜひここで計上されている教員用タブレットが有効に活用できるようにお願いしたいと思う。

以上である。

教育施策課長

今、中田委員からお話があったとおり、ICTの活用ということで、各学校、各先生がそれぞれ前向きに取り組んでいただいている。その中で得意な先生となかなか不得手な先生がいるというところかと思う。教員用のタブレットも加えて環境面の充実を図るとともに、ICT支援員や研修など、どの学校でもどの先生でもどの教科でも有効に使っていくために、ソフト面においてもサポート体制をしっかりと取り組んでいく所存である。

教育長

よろしいか。ほかにないか。
仲山委員どうぞ。

仲山委員

基本的なことを教えていただきたい。一番初めのページで全体の歳入と歳出の記載がある部分だが、歳出と歳入が大きく異なっているが、これは問題ないのか。

教育総務課長

ここに記載してあるのは、教育関係の歳入と歳出である。区全体としては、税収入があったりなどで、歳入、歳出とあうような形になってくるわけだが、ここは教育関係だけ抜き出している。

歳出するにあたり、様々な補助金や国や都の補助制度を活用して事業を行っていく。補助制度がないものもある。補助制度がないものは区だけの経費で事業を執行している。

また、補助金などがあつたとしても、全額もらえるということは稀であり、2分の1、4分の1、そういった形になるものが多いため、そもそも補正前の額をご覧になっていただいても歳入のほうが歳出よりも少ないといった形になる。

以上である。

仲山委員

分かった。ありがとう。

教育長

少し補足させていただく。官公庁、国もそうだが役所の予算のシステムについては、まず歳入は、使途が限られない自由に使える財源と、特定財源とあってある使途にしか使ってはならないという財源がある。

補正については、基本的に使途が示された歳入が入ってくる、入ってこないということが示されているものであり、今回の補正予算について教育関係の歳入は37億円減収をしているが、歳出の場合は12億円の減少である。本当ならば貸し方、借り方が必ずイコールになる会計のシステムになっているが、地方公共団体と国の官公庁の予算のシステムというのはそういうものであるので、それはぜひご理解いただきたいと思う。

仲山委員

分かった。どうもありがとう。

教育長

ほかにないか。

岡田委員どうぞ。

岡田委員

全体的に予算案の中で、新型コロナウイルス関係に結構な予算を割いているという印象があるが、最近ちょっと気になったことがあるので、そこら辺について尋ねたいと思う。子供たちに新型コロナウイルスが感染拡大していった、学校を休む生徒が大変多くなっていると聞いているが、そういう状況の中で、保護者が学力保障を求めてきているという実態もあると伺っている。そのときに学校の対応として、授業をビデオで撮ってオンデマンドで配信する等、様々な工夫をされていると思うが、ビデオ配信したりしても、なかなか家庭で勉強が十分にできない状況もあるかと思う。こういう問題は大変新しい問題であるため、学校も行政も非常に対応は難しいと思うが、こういった学校を休んでさらに学力保障を求められているというときに、何かこれからの方向性のようなものを伺えないか。

以上である。

教育振興部副参事

岡田委員指摘のとおり、今、第6波の最中だが、感染不安、または感染している、濃厚接触、発熱等、様々な理由で学校に来られない子供たちが多数いる。

2月10日の数字だが、例えば感染不安で来られない子供が、およそ1,850人ほどいる。これは第5波のとき、9月に2学期が始まってすぐの頃よりは少し少ない数字ではあるが、感染不安で学校に来られない、また受験期を控えているような状況で、そういった数が一定数いるということは変わらない。

こうした子供たちに対して、学校が最初に家庭に提案しているのは、放課後や別室など、要は密を避けた形で学校に来るということをまず提案している。それがかなわない場合には、オンライン授業、要は学校の授業の様子をライブで配信するという形で家庭にいる子供たちに授業の内容を伝えていく、そういった学習の支援の方法をとっている。

また、学年の発達段階であるとか、学校の今の体制によっては、それができない場合もある。また、家庭が希望しない場合もあるので、そういった場合には、紙ベース、もしくは個々に個人的な課題に取り組むという学習課題を与えることによって、家庭での学習が進められるような、そういった体制をとっている。

ただ、オンラインをしたとしても、対面式で学べる内容には到底及ばないものがあるので、学校では、学校に復帰した後に不足している学力や足りなかった学習内容については補完するように進めているところである。対面式の学習を第一義としながらも、オンライン等で学習支援を補完しているという状況である。

以上である。

教育長

よろしいか。

岡田委員

ありがとう。どうぞよろしく願います。

教育長

ほかにないか。
坂口委員どうぞ。

坂口委員

予算の中で執行されていない、マイナスのマークが多くある。補正予算では、実際にはコロナ対策やICT関係の予算は当然必要だが、実行されなかったこの数字は、練馬区全体の財政の中では一体どのような位置になるのか。先ほど教育長がお話になった歳出と歳入のこの関係があるかもしれないが、本当にいかにこの1年、2年、いろいろなことをやらないで、執行残の金額が出てきたのかということをつくづく思い知らされたが、この額は一体どこにどうなっていくのか、それを知りたい。基本的なことかもしれないが、よろしく願います。

教育総務課長

教育費の中では、事業の中で契約差金などもあったが、区全体としては、補正予算で増額することが必要なものもあり、補正予算ではそういうところを調整する。区全体の話だが、用地取得の予算に充てたり、電算システムの運用経費に充てたりなどである。

あとは国民健康保険への繰出金というものがあるが、保険料だけで運営できないという部分、繰出金など、そういったところである。

それから、産業融資のあっせんなど、もっと細かく言えば更にあるが、必要なところはある。そういったところに予算を充てていく形になる。もちろんマイナスがあったのは教育関係だけではなく、ほかの部署でもあるが、そういった凸凹を整理していくというのが今回の補正の中身である。

教育長

よろしいか。

坂口委員

はい。

教育長

今、教育総務課長が申したように、区の会計は1つのため、多く必要なところに投入するということがあり、最終的に、それでも余剰になったものについては次年度の会計

に繰り越される。端的に言うとその形になる。余剰金として次年度の財源に振り分けられるというのが最終的な形である。

坂口委員

了解である。

教育長

ほかにないか。

よろしいようであればここでまとめたいがよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第8号については、承認としてよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

ありがとうございます。それでは、議案第8号については承認とする。

(2) 議案第9号 教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案に関する意見について

教育長

次の議案である。議案第9号、教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案に関する意見についてである。この議案第9号についても、先ほどの議案第8号と同様に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第29号により区長から意見を求められており、これについては、本日中に回答する必要がある。

ただ、この議案については、私自身が利害関係人であり、私自身の期末手当の変更に係る案件である。

そのため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定により、私が議事に参与することができないので、中田職務代理者をお願いをしたいと思います。よろしく願います。

— 教育長退席 —

中田委員

それでは、議案第9号の審議の進行を務めさせていただきます。

では、この議案について説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

中田委員

それでは、各委員の意見、質問を伺う。
仲山委員どうぞ。

仲山委員

どれだけ引き下げるかということに関しては、何かルールがあるのか。

教育総務課長

1の改正の理由のところ、先ほど少しだけ読ませていただいたが、審議会というものがある。なお書きのところである。ここで議論していただき、最終的にその意見を基に条例改正をしていくわけだが、質問の内容は、そこはどう決めていくのかということだと思う。

まず、職員の人事院勧告の結果、それをまず参考にする。今回、区の職員については、0.15月である。ほかの区もそうだが、練馬区としては、こういった人事院勧告が出たときに、教育長と特別職の給与、手当をどうするかと検討していく。練馬区としては、従来、人口や財政規模に近い4区の平均を見て決めていくということをやっている。その4区を見たときに、平均して0.11月だということであった。小数点以下第2位は0.05月単位としているため、0.01のところは今回は切捨てという形になり、0.1月下げる、そういった決め方をしているところである。

仲山委員

分かった。どうもありがとう。

中田委員

ほかにはないか。
それでは、とりまとめたいと思う。
議案第9号については承認よろしいか。

委員一同

はい。

中田委員

それでは、議案第9号については、承認とする。
議案第9号の審議を終えたので、教育長に入室いただく。

— 教育長入室 —

教育長

ご審議いただき、ありがとう。
それでは、ほかに委員の皆様から何かあるか。よろしいか。
事務局からほかに何かあるか。

事務局

現在のところほかにはない。
以上である。

教育長

それでは、以上をもって、第3回教育委員会臨時会を終了する。